(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間:平成26年6月2日(月)から平成26年7月1日(水)まで

意見の提出件数:31件

総意見数:51件

1-1 意見の内容の区分

No	意見の内容の区分	件数
1	療育プログラムや教育との連携など、支援内容に関するもの	19件
2	人員、設備、運営など、組織体制に関するもの	15件
3	設置場所など、施設整備に関するもの	7件
4	その他	10件

1-2 市の対応の区分

記号	対応区分	件数
0	意見の趣旨や考え方が、既に反映されているもの	29件
Δ	意見の趣旨や考え方について、今後検討をしていくもの	8件
	意見の趣旨や考え方を検討をしたが、反映できなかったもの	11件
	その他(内容確認、要望など)	7件

(重複あり)

2. 提出された意見の概要、それに対する対応区分の記号及び市の考え方

提出された意見の概要とその対応については以下のとおりです。一部要約や分割をしておりますので、ご了承ください。

No.	意見の 区分	意見の概要 (ページ数は、基本構想・整備計画(案)の対応ベージを示しています。)	対応区分 の記号	市の考え方
1		現在の療育相談室を就学後も継続できるシステムを導入 し、低学年の間だけでも信頼関係の出来た先生に継続してみ てもらえるようにしてもらいたい。	0	いただいたご意見の課題を改善するために(仮称)こども発達支援センターでは「18歳までを対象」としており、就学後の支援体制についても強化することで切れ目のない支援を行ってまいります。
2		(仮称)こども発達支援センターの児童発達支援がマンツーマン療育を意味するとすれば、療育希望者数に対応しきれるのか疑問がある。		(仮称) こども発達支援センターの療育部門における児童発達支援につきましては必要に応じて個別療育・集団療育及びその他必要な支援を行うことを想定しております。また(仮称)こども発達支援センターでの児童発達支援は療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象として支援を行ってまいります。
3	1	医療機関との連携の方法がわからない。(13ページ)	0	嘱託の専門医による医療的なアドバイスを行い、必要に応じて医療機関への連絡調整のほか、嘱託医の医療機関などで診断等を行うことを想定しております。

4	1	中学生・高校生になって、個別の支援が必要と判断された 場合は、放課後等デイサービスを利用できるようにしてもら いたい。	0	中学生・高校生になって個別の支援が必要となった場合においても、相談部門において (仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方につきまして は、(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスなどによる支援を行ってまい ります。
5	1	支援シートについて、昨年度より小・中学校では支援シートは学校保管となっている。幼稚園・保育園では保護者保管なのか。	0	(仮称)こども発達支援センターにおいては、学校における支援シートとは別に、O歳からの継続的な支援のためのツールとして、(仮称)子育てファイルの導入を検討しております。乳幼児期から就学後以降も保護者が主体となって作成・保管できるよう、勉強会などで(仮称)こども発達支援センターがサポートをしながら、18歳以降の支援機関等へも引き続き使用が可能となるようなツールを考えております。
6	1	○利用に繋がっていない子どもをどう繋げるか。(9ページ) ○地域ぐるみでの支援をすすめるためには、障がい特性への 理解とそのPRが必要である。(10ページ) ○早期発見、早期対応はどこで行うのか。	0	ワンストップでの相談受付けを可能とし、相談しやすく、相談内容を解決できる体制づくりを行うとともに、電話相談や出張窓口相談なども含め相談しやすい環境づくりをしてまいります。また、早期発見、早期療育のため乳幼児健診、フォローグループ等母子保健と連携するほか、保育所・幼稚園への巡回相談を実施してまいります。さらに市民への啓発を積極的に進めるため、市民向けの勉強会や講座などを開催してまいります。
7	1	「関係機関との連携」は市民との協働が必要である。(13ページ)	0	関係機関との連携ついては、個々のケースの相談について、その内容に応じて必要な関係機関と連携をとって対応をするものと考えております。なお、(仮称)こども発達支援センターでは市民理解の促進につとめ、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指してまいります。
8	1	母親への教育も必要である。父親に入っていただくことも 視野に入れてもらいたい。	0	家族の障がいに対する理解や受容に繋げるために、母親や父親も含め保護者やその家族に対し情報提供だけでなく、勉強会などを開催してまいります。
9	1	医療→療育(福祉)→教育→訓練の上でのリハのアクセス 評価も確立させる要がある。	0	知識、経験を有する専門職により、更に充実したプログラムを確立していきたいと考えて おります。
10	1	それぞれの資源別の役割分担と連携体制をどうつくるのか。施設をつくる前に、具体的な取組みを明確にしてほしい。	0	子どもの発達に由来する相談内容は家庭や地域の問題なども含めさまざまであることから、その内容に応じて保育所・幼稚園、学校や地域の関係機関などとも連携して対応してまいります。 なお、具体的な取組みといたしましては、保育所・幼稚園、学校などへの巡回相談の実施 な相談内容を解決するための関係機関による担当者会議などのコーディネートなどを想定し
11	1	肢体不自由の幼児にも集団療育は必要である。	0	肢体不自由の幼児につきましても、(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の 必要性があると認められれば、児童発達支援で集団療育を受けることができます。
12	1	昼食は給食提供となるのか。食事指導(摂食指導)は大切 なプログラムのひとつである。	0	(仮称) こども発達支援センターでは、調理室の設置は想定しておりませんので、給食提供対応はできかねますが、これまでの療育推進事業と同様にプログラムとして検討してまいります。
13	1	(仮称)こども発達支援センターと教育研究所との連携が 具体的に説明されていない。連絡調整会議やケース担当者会 議をもてばよいのではなく、ケースに応じた敏速かつ密接な 連携を普段の業務の中で実行できるのか示されていない。ま た、教育研究所との連携の調整は誰が行うのか。	O A	教育研究所との連携につきましては、本基本構想・整備計画で示された基本的な考え方に基づき今後も具体的な検討をしてまいりますが、二つの機関が同じ建物内にあることから、連携を一層強化した事業展開が可能になるものと考えております。教育研究所との連携の調整につきましては、相談内容に応じ主となる機関が中心となり行ってまいります。

14	1	〇普通級の先生の子どもの発達や支援教育に対する認識などについて、啓発や支援技術指導など人材育成の拠点として機能していくような具体案は用意しているのか。 〇スーパーバイズの意味がよくわからない。(14ページ)	0	(仮称)こども発達支援センターの相談機能の中で、保育所・幼稚園や学校をはじめとする地域の関係機関の障がいに関する対応力を十分に高めていくため、必要なときにスーパーバイズし、各関係機関が有機的に連携可能となるよう、情報提供及びコーディネートしていくほか、支援者支援として専門研修などの研修会などを開催してまいります。 ※スーパーバイズ:「supervise」福祉や心理の現場では、例えば、援助実践者の上司が援助者実践者を監督、指導する等の意味に使われています。
15	1	放課後等デイサービスについて、個別療育枠は1日に最大何名まで利用できるのか。また、集団療育の3グループとは、18名枠ということか。内容的には情緒通級教室のようなものなのか。	Δ	(仮称)こども発達支援センターでの個別療育は必要に応じて実施いたしますが、集団療育も含め、その定員について現在検討しているところです。療育の頻度につきましては、利用者の特性・状況などに基づいたグルーピングにより異なりますが、例えば週2日のグループが2つ、週1日のグループが1つなどを想定しております。
16	1	療育対象を18歳まで拡大しないこと。県立教育相談センター(県立総合教育センター?)と連携すること。		これまでの本市の療育事業は就学前までを対象としておりましたが、就学後の継続的な支援という課題を改善するため、(仮称)こども発達支援センターにおいては「18歳までを対象」とすることを基本的な考え方としております。 また、連携については必要に応じ各関係機関と密接な連携をとってまいります。
17	1	教育サイドの考え方や教育と療育との連携などについて説明がされていないので不安がある。今後具体的な計画を作る予定があるのか。(17ページ)		(仮称)こども発達支援センターでは、本基本構想・整備計画(案)の基本的な考え方に基づき教育との連携をより一層強化して事業展開をしてまいります。また、本基本構想・整備計画(案)の「逗子市の支援教育の取り組み」で、支援教育に対する考え方について掲載しております。療育と教育の具体的な連携策等につきましては、本基本構想・整備計画の基本的な考え方に基づき、今後検討してまいりますが、本基本構想・整備計画のほかに計画をつくることは考えておりません。
18	1	「家族と支援者の評価」を当事者団体抜きで進めないでほしい。(13ページ)		相談機能での家族と支援者の評価については、サービスの利用時、就学への移行時等に 個々のケースについてアセスメントを実施し、その評価を当事者である家族と支援者で共有 できるようにするものであり、団体を含めることは適切ではないと考えております。
19	1	放課後等デイサービスを利用すると、ことば・きこえの教室に通級する児童数は減るのか。	•	ことば・きこえの教室に通級している子どもが放課後等デイサービスを利用することもありうると考えております。ただし、それをもってことば・きこえの教室に通級する子どもが減るか否かにつきましては判断できかねますが、今後も支援教育との具体的な連携につきましては、検討してまいります。
20	2	発達に障がいのある子どもを適切に支援し、得意分野を伸ばす発達支援のシステムづくりをするために、保護者の意見を取り入れてもらいたい。	0	子どもや保護者が(仮称)こども発達支援センターを安心して利用できるようにするためには、公平・公正な運営を確保する必要があります。そのためには利用者の声を聴きながら運営や事業について協議できる場が必要であり、利用者や地域の関係機関などからなる「(仮称)運営協議会」の設置について検討しており、保護者の意見につきましても取り入れながら運営をしてまいります。
21	2	運営にあたっては現実を知り尽くしている久木小学校のことば・きこえの教室の先生のノウハウを反映し、現場の声をシステムづくりに活かしてもらいたい。	0	今後の療育体制の充実にとって、現場の声は大切なものと認識しております。逗子市療育 推進事業検討会のメンバーに、市の学校教育課及び教育研究所の職員も含まれており、教育 分野に関する意見についても踏まえながら検討を進めてまいります。

22	2	療育相談室運営事業や心身障害児通園事業を委託したら一部委託ではなく、全部委託になるのではないか。運営の中心が市の直営になるようにしてもらいたい。	0	(仮称)こども発達支援センターの組織体制のうち、療育部門につきましては委託での運営を検討しておりますが、相談部門につきましては現在のところ市の直営での運営を考えており、運営の中心は市の直営で行ってまいります。
23	2	○人材さえ揃えば良い療育ができるという考え方には違和感がある。(9,12,14ページ) ○それぞれの機能を担当する人材をリストアップし「内部研修」の充実が望まれる。	0	より良い療育を提供するためには支援者の専門性は重要なものと考えており、これまでの本市の療育推進事業においても相談員のほか、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等、知識・経験を有する専門職を配置しております。(仮称)こども発達支援センターの人材確保と人材育成につきましても、内部研修を充実させるなど重点的な取組みをしていきたいと考えております。 なお、詳細な人員配置等につきましては、今後検討してまいります。
24	2	(仮称)こども発達支援センターの効果をどのように検証 し、よりよい内容につなげていくのか。(11ページ)	0	(仮称) こども発達支援センターの支援の質の向上を図るため第三者評価機関などの活用についても検討し、客観的な評価基準も参考にしながら、公平・公正かつ適正な運営を確保していきたいと考えております。
25	2	言語聴覚士も重要と思っている。(9ページ)	0	言語聴覚士につきましても配置をする方向で検討をしております。
26	2	組織体制にリハビリテーション(訓練)部門はあるのか。	0	療育部門の機能訓練などでの対応を想定しております。
27	2	通園施設であれば、送迎体制の充実をしてもらいたい。	0	駅前に予定していた菊池ビルに比べ、青少年会館ではアクセス性に劣る部分もありますが、それをフォローできる送迎サービスを充実してまいります。
28	2	コミュニケーション障がいを考えると、設備の中に防音 室、聴力検査、言語治療に関する機器も必要である。	0	検査室については、防音仕様とし聴力検査も可能な検査室を想定しております。なお、言語治療に関する機器も含め、必要な機器につきましては今後検討してまいります。
29	2	療育にかかわる職員の増員・常勤化を図ること。	Δ	(仮称) こども発達支援センターにおいては、対象を18歳までに拡大し、より充実した療育体制を構築するために、職員の体制につきましても充実を図りたいと考えております。ただし、雇用形態を常勤とするか否か等組織体制の詳細につきましては、今後検討してまいります。
30	2	可能な限り無償で対応すること。	Δ	利用者の方の費用につきましては、今後検討をしてまいります。
31	2	児童発達支援のグループを担当する職員はどれくらいの比率で配置されるのか。フリーで動ける職員が必要である。	Δ	法令に規定された人員基準以上の配置を考えておりますが、詳細な人員配置につきまして は、今後検討してまいります。
32	2	(仮称) 療育・教育の総合センターのセンター長をおくべき。		(仮称)療育・教育の総合センターは、建物の総称であるため「(仮称)療育・教育の総合センター長」の配置は考えておりません。

33	2	(仮称)こども発達支援センターの休館日である土曜日及び日曜日に軽運動室の開放をしてもらいたい。		(仮称)こども発達支援センターには慎重に取り扱うべき個人情報も多く保管しているため、施設の管理上、休館日の軽運動室の開放については考えておりません。
		(仮称)こども発達支援センターはどこの管理で、誰が運		(仮称) こども発達支援センターは、市が設置し、市が運営をいたします。なお、運営に
34	2	営するのか。		ついては一部委託も検討しております。(No.22参照)
35	3	菊池ビルで想定されていた750㎡は担保されているのか。 また、菊池ビルが完成した場合、同じ面積同じ条件で公共施設が設置されることは確保されているのか。	0	青少年会館での(仮称)こども発達支援センターのスペースは約1,200㎡を想定しています。また、まちづくり条例に基づく協定書、まちづくり条例施行規則第39条第1項第5号ただし書適用に係る基本協定書、また同基本協定書第3条に基づく申入れに係る承諾書により、同じ面積、同じ条件での公共施設の設置が確保されているものと考えております。
36	3	青少年会館で送迎が行われることによって、その立地条件 を満たすことにならないのでは。	0	駅前に予定していた菊池ビルに比べ、青少年会館ではアクセス性に劣る部分もありますが、それをフォローできる送迎サービスを充実してまいります。また、療育と教育との連携、支援教育の充実をあわせて推進していく中で、最も連携すべき二つの機関が同じ建物内にあることや恵まれた自然環境があることなどから、案のとおり青少年会館での整備が適当であると考えております。
37	3	〇(仮称)こども発達支援センターの青少年会館への移転計画を再考・再検討すべき。 〇青少年会館が適切なのかさらなる検討を。 〇青少年会館のような不便の場所を、教育研究所と同じ建物の中にあるというだけで選んだ理由がよくわからない。(2ページ)		障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが、できるだけ早期に地域でより安心した暮らしが保てるようにするため、また教育との連携を一層強化した事業展開ができるスペースを確保する必要があるため、青少年会館での開設が適当であると考えております。
38	3	ス木小学校に併設されていたデイケアサービス施設跡(久 木会館)に(仮称)こども発達支援センターを移転すべき。		ス木会館の延べ面積は約457㎡であり、(仮称)こども発達支援センターで想定している事業展開にあたって円滑に運営できるスペースの確保ができないため、約1,200㎡と一定のスペースが確保できる青少年会館での整備が適当であると考えております。
39	3	・福祉会館の改築・増築を図ること。 ・当初計画の菊池ビルの建設促進を図ること。 ・沼間地区の第六小学校予定地に建設すること。 いずれの案も時間的に遅れが生じるが、長期的にみれば問題 ないのでは。		今回青少年会館で整備する方針に転換した背景には、より充実した療育体制の早期構築の 観点が大きく、いずれの案についても時間的に遅れが生じるため、青少年会館での整備が適 当であると考えております。
40	3	現在行っている青少年活動ができなくなるので、1階の軽運動室での青少年活動が維持できるような施設整備ができないか。		児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援を行うにあたって、遊戯室は必要不可欠な設備であり、またPT(理学療法)訓練やOT(作業療法)訓練を実施する場所としても活用することを想定しているため、青少年会館の1階の軽運動室は遊戯室として活用することが適当であると考えております。
41	3	青少年会館の廃止・転用と(仮称)療育・教育の総合センターの設置は別の問題であり、同じ冊子に取り込むことではないのでは。		(仮称) こども発達支援センターを青少年会館で整備するにあたり、現在の青少年会館機能の廃止とその転用は切り離せない事項であることなどから、2つの事項についてパブリックコメントとして市民の皆さまからご意見をいただきました。

42	4	療育推進事業検討会のメンバーに当事者にかかわる団体が 入っていないのはなぜか。(4ページ)	0	逗子市療育推進事業検討会のメンバーにつきましては、逗子市療育推進事業検討会運営要綱により規定されております。当事者団体として逗子市手をつなぐ育成会にも入っていただき、公募市民、逗子市自立支援会議、関係行政機関などの方々からご意見をいただきながら検討をしております。
43	4	就労段階までを含めた本人への訓練と教育の手法をガイド ラインにしたい。	0	(仮称)こども発達支援センターでは18歳までを対象とし、それ以降は必要な情報などを一般就労先や就労支援機関などへ確実に引き継ぎをいたします。訓練と教育の手法についてのガイドライン作成の予定はございませんが、相談部門においては計画的な療育の必要性について評価し、療育部門においては個別支援計画に基づき児童発達支援や放課後等デイサービスなどで支援を行ってまいります。
44	4	方針の前に、骨子となる理念、目標を明確にしておきたい。(11ページ)	0	骨子となる基本的な理念は、本基本構想・整備計画(案)の「序章 (仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画について」及び「第1章 2基本構想・整備計画の策定の目的」に記載しております。
45	4	幼児期に児童発達支援を受けた子ども達は就学後どのようになるのか。具体的にどのような方が(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスの対象となるのか。放課後等デイサービスと特別支援学校、特別支援学級やことば・きこえの教室通級の振り分けは最終的にどこで決まっていくのか。	0	(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスは療育の場と位置づけており、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とします。 対象者につきましては、主に中重度の子どもを中心に考えておりますが、個別のケースによる判断を行うため具体的な例示はできません。特別支援学校や特別支援学級に在籍しておりましても、相談部門でのアセスメントにより必要性が認められれば(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスによる支援を受けることは可能です。また、必要に応じて、民間の放課後等デイサービスの利用を薦めるケースもあると考えております。 なお、特別支援学校、特別支援学級やことば・きこえの教室通級等の進路につきましては、従来どおり就学支援委員会(医療機関・療育機関・専門職・学校・教育委員会で構成)が就学相談を受け、専門的なアドバイスを参考にしていただいた上で、ご家庭で決めていただきます。
46	4	○ことば・きこえの教室の市の非常勤講師を継続して配置してもらいたい。 ○早期発見、早期支援実現のためにも巡回指導員の配置に力を入れること。 ○ことば・きこえの教室の位置付けはどうなっているのか。 ○教育の支援機能をどう実質的に本人の自立精神育成につなげていくか。社会教育、就業教育の考え方を明示してほしい。 ○幼児期、少年期、成人期、段階での教育カリキュラムが大切である。	△	ことば・きこえの教室は言語活動に関する援助ニーズが高い子どもの支援を目的として教育委員会が設置しておりますが、そのあり方については、引き続き検討してまいります。ことば・きこえの教室、支援教育巡回指導員等の人員配置等につきましては、必要に応じ検討してまいります。 なお、(仮称)こども発達支援センターでは、18歳までの継続的な支援を目的として専門性を活かした支援教育のサポート及び就学前後の教育との連携強化を図ってまいります。 (No.43参照)
47	4	整備計画の期間と経費及び(仮称)こども発達支援センターの設置経費を伺いたい。	Δ	(仮称) こども発達支援センターの開設は平成28年度を予定しております。また、(仮称) こども発達支援センターの経費につきましては、基本構想・整備計画に基づき今後詳細な算定をしてまいります。
48	4	親子で通ってくる場合、兄弟を同伴せざるを得ない場合の 対応はどうするのか。保育所の預かり保育も一案である。	Δ	(仮称)こども発達支援センターの1階に待合室を兼ねた交流スペースを設置いたします。なお、スペースの都合上から(仮称)こども発達支援センターにおいて、預かり保育を実施することについては考えておりませんが、保育所の利用として今後検討してまいります。

49	4	パブリックコメントの基本構想・整備計画(案)にページ 数など記載の不備がある。見直して再度パブリックコメント を求め直すのが適切ではないか。		ご指摘いただきました点につきましては当該訂正が本基本構想・整備計画(案)の本質に 影響しないこと、(仮称)こども発達支援センターの開設をこれ以上遅らせることはできな いことなどから、再度のパブリックコメントは考えておりません。
50	4	教育研究所の位置付けと役割が不明である。(2ページ)	•	教育研究所の位置づけと役割は、これまでと変わりません。 なお、機関といたしましては(仮称)こども発達支援センターとは別の機関となります が、二つの機関が同じ建物内にあることを活用し、連携を強化しながら事業展開を行ってま いります。
51	4	障がい別実態がわからない。(8ページ)	•	障がいの有無にかかわらず、「年齢別の母子保健経過観察児数と療育(相談・通園)利用者数等」を統計的に表したものです。